

舞鶴市教育環境の在り方懇話会に関する要綱

(開催)

第1条 教育長は、近年の教育環境の変化に対応するため、本市の教育環境の在り方について、専門家等から幅広い意見を聴くため、舞鶴市教育環境の在り方懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(構成)

第2条 懇話会は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 市民
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者
- 2 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 懇話会は、必要に応じて懇話会委員以外の者の出席を求めることができる。

(開催期間)

第3条 懇話会は、令和7年1月1日から令和8年3月31日まで開催する。

(庶務)

第4条 懇話会の庶務は、教育振興部学校教育課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が委員の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。